

広島県告示第五百八十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和六年六月二十四日までの間、縦覧に供する。

令和六年六月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道福山沼隈線	福山市水呑町字洗谷北受七〇八〇番一地从先から 福山市水呑町字洗谷北受七〇八〇番一地从先まで	令和六年六月一〇日